令和２年２月農業委員会総会議事録

令和2年2月25日午後3時00分、令和2年2月農業委員会総会を弘前市役所市民防災館3階防災会議室に招集する。

出席委員 20名

1番	岩谷	裕子	委員	3番	三上	幸雄	委員	5番	白濱	不二男	委員
6番	成田	繁則	委員	7番	小林	政貴	委員	8番	三上	悦治	委員
9番	平井	秀樹	委員	10番	進藤	司	委員	11番	石岡	千鶴子	委員
12番	棟方	健	委員	13番	木村	芳文	委員	15番	奥元	勝義	委員
17番	須藤	秀人	委員	18番	大湯	茂八郎	委員	19番	伊藤	公正	委員
22番	藤田	善明	委員	23番	前田	優考	委員	24番	町田	高司	委員
25番	佐藤	剛郎	委員	26番	山内	知人	委員				

欠席委員　6名

2番	成田	忠光	委員	4番	佐藤	耕一	委員	14番	小田桐	明	委員
16番	髙橋	貴志	委員	20番	兜森	弘義	委員	21番	小嶋	勇成	委員

出席事務局　　9名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢
事務局農地係長	澤田　明人	岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局主査	藤田　智恵子
事務局主事	佐藤　早織		

議　事

議案第10号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第11号　農地転用許可に係る意見について
議案第12号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第13号　農用地利用集積計画の決定について
議案第14号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第15号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第16号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第17号　引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税）

報告第4号　農地法第3条許可の取消について
報告第5号　農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第6号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第7号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和 2 年 2 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 2 番成田忠光委員、4 番佐藤耕一委員、14 番小田桐明委員、16 番髙橋貴志委員、20 番兜森弘義委員、21 番小嶋勇成委員の 6 名であります。ただいまの出席者数は 20 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。15 番奥元勝義委員、17 番須藤秀人委員、18 番大湯茂八郎委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 10 号を議題といたします。議案第 10 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 10 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 10 件 20,753 ㎡、畑 9 件 57,578.90 ㎡、合計 19 件 78,331.90 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 18 件 77,125 ㎡、畑 12 件 80,645 ㎡、合計 30 件 157,770 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 2 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、佐藤耕一委員、進藤司委員、石岡千鶴子委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 6 件の事情聴取を行いました。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 150 番について申し上げます。譲受人は、夫の実家が農家で、これまでも農作業の手伝いをしており、自分の農地を取得する見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでも農作業に従事しており、今後も農協の指導の下、にんにくを作付していくということから、技術力等、特に問題はないと判断しました。次に、所有権関係、受付番号 151 番および 8 ページ、152 番について申し上げます。譲受人は 10 年以上りんご栽培に従事しており、自分の農地を取得する見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題は

調査委員長　ないと判断しました。次に、所有権関係、受付番号 153 番と 154 番について申し上げます。譲受人は、親戚の農地を譲り受けて、水稲の栽培をするため、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験は少ないものの、今後は親戚の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。9 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 156 番について申し上げます。譲受人は、これまでもりんご園で農作業に従事しており、今回、自分で農地を取得する見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も知人の指導の下、りんごを栽培していくということから、技術力等、特に問題はないと判断しました。17 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 226 番について申し上げます。借受人は、これまで勤めていた会社でも農作業に従事しており、今後は専業農家として独立したいという思いがあり、今回、自分で農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。18 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 229 番から 21 ページ、234 番について申し上げます。申請人である法人の代表取締役は、これまでも個人で営農しておりましたが、今後は後継者不足の解消の一助と雇用の創出を図るため、法人を設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでも申請地で一連の農作業に従事していた事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 10 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 10 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 10 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 11 号を議題といたします。議案第 11 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 11 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 331 ㎡ 、畑 1 件 625 ㎡で、合計 2 件 956 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。25 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 13 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外事由となる「農業用施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 14 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外事由となる「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから転用許可基準を満たすものであります。どちらも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 11 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 11 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 11 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 12 号を議題といたします。議案第 12 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 12 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件　3,735 ㎡、畑 3 件 6,316 ㎡　の合計 4 件 10,051 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。29 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 30 番及び 33 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外許可事由である「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 31 番は、農地区分が第 3 種農地で、原則許可可能な農地区分です。受付番号 32 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外許可事由である「農業用施設」であることから、転用許可基準を満たすものであ

調査委員長　ります。以上 4 件いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 12 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 12 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 12 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 13 号を議題といたします。議案第 13 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 13 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 15,806 ㎡、畑 13 件 58,482 ㎡、その他 314 ㎡、合計 19 件 74,602 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 45 件 166,939 ㎡、畑 7 件 1,549,483.67 ㎡、合計 52 件 1,716,422.67 ㎡であります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、全てについて、要件を満たしておりました。なお、36 ページ所有権関係、受付番号 149 番及び 151 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、譲受人が借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿の登録要件を要しないものであります。また、所有権関係、受付番号 150 番から 152 番については、あおもり農林業支援センターが実施する農地売買等事業を活用するため、譲受人から買受申出を受けた計画案となります。37 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 153 番から、38 ページ受付番号 155 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。40 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 323 番から、58 ページ受付番号 372 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。また、使用収益権関係、40 ページ受付番号 323 番から 325 番については、利用権の再設定による農地の貸借であります。以上のことから、議案書に示したとおり、いず

調査副委員長　れも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 13 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 13 号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 13 号については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 14 号を議題といたします。議案第 14 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 14 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 15,231 ㎡、畑 6 件 33,683 ㎡、合計 11 件 48,914 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 1 件 4,182 ㎡、畑 1 件 11,116 ㎡、合計 2 件 15,298 ㎡であります。今回提出されました 13 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 11 件、使用貸借 2 件が整ったものであります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（なし）

議　　長　それでは、議案第 14 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 14 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 14 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 15 号を議題といたします。議案第 15 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 15 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農

事務局次長　用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田45件166,939㎡、畑5件1,542,264.67㎡、合計50件1,709,203.67㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　今回提出されました50件につきましては、先の議案第13号で決定されました利用集積計画のうち40ページの使用収益権関係、受付番号323番以降の50件において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理事業規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

平井秀樹委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（平井秀樹委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に68ページ使用収益権関係、受付番号318番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第15号のうち、使用収益権関係、受付番号318番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第15号のうち、使用収益権関係、受付番号318番については、委員会報告のとおり配分計画案は、異議ないものと決定いたします。

議　　長　平井委員の着席をお願いします。

（平井秀樹委員着席）

議　　長　それでは、議案第15号のうち、使用収益権関係、受付番号318番を除く配分計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第15号のうち、使用収益権関係、受付番号318番を除く配分計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第15号のうち、使用収益権関係、受付番号318番を除く配分計画案については、委員会報告のとおり異議ないものと決定いたします。

次に、議案第16号を議題といたします。議案第16号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 16 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、1 件 447 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。101 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外、整理番号 1 番は、除外後の農地区分が第 1 種農地であり、原則不許可の農地区分でありますが、不許可の例外となる「周辺事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから転用可能な案件であると考えられました。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 16 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 16 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 16 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」は、異議ないものと決定いたします。

議　長　次に、議案第 17 号を議題といたします。議案第 17 号は「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 17 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 42 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数は 3 件であります。農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人の 1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予の特例を受けることができ、贈与者また受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。この 3 件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から令和 2 年 2 月 25 日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第 17 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 17 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 17 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

議　　長　　次に、報告事項に入ります。報告第 4 号「農地法第 3 条許可の取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 4 号は、「農地法第 3 条許可の取消について」であります。別紙のとおり、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 1 件 5,413 ㎡であります。なお、本件は平成 18 年に行われた贈与の許可について、双方の都合により当事者の連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　　報告第 4 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 5 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 5 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 5 件 28,226 ㎡、畑 11 件 79,411 ㎡、合計 16 件 107,637 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 111 ページから 112 ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 5 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 6 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 6 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係の、畑 3 件 533 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、115 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 6 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 7 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第7号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田32件131,804㎡、畑7件62,271㎡、合計39件194,075㎡であります。なお、解約理由につきましては、119ページから121ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第7号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了15時43分］